

 **申請前に**、各種手続きや費用の支払い等を行った場合は、**補助対象外**となりますのでご注意ください！

必ず事前に、子育て給付課
またはひとり親家庭支援センターに
ご連絡ください！



➤ 高知市子育て給付課
(088-823-9447)
➤ ひとり親家庭支援センター
(088-875-2500)

【養育費確保支援事業費補助金】

③養育費強制執行申立費用【補助上限額：6万円】

		弁護士に委任しない場合	弁護士に委任する場合
補助対象経費		☐ 養育費強制執行申立てに要する収入印紙代 ☐ 裁判所に提出する戸籍謄本等の書類取得費用 ☐ 裁判所に提出する郵便切手代	☐ 養育費強制執行申立てに要する弁護士費用のうち、報酬金分（成功報酬に限る。） ※着手金、実費、日当、手数料等は対象外 ※養育費の受取開始後1年分に相当する額に限る。 ☐ 申請者が直接支払った次の経費 ・養育費強制執行申立てに要する収入印紙代 ・裁判所に提出する戸籍謄本等の書類取得費用 ・裁判所に提出する郵便切手代
必要書類	計画認定申請時	☐ 計画認定申請書 ☐ 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本または抄本（計画認定申請日から1か月以内に発行されたもの） ☐ 申請者の世帯全員の住民票（計画認定申請日から1か月以内に発行されたもの ※高知市が保有する公簿で確認できるときは省略可） ☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ☐ 養育費の取決めを交わした文書（公正証書、調停調書、審判書等）の写し	☐ 計画認定申請書 ☐ 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本または抄本（計画認定申請日から1か月以内に発行されたもの） ☐ 申請者の世帯全員の住民票（計画認定申請日から1か月以内に発行されたもの ※高知市が保有する公簿で確認できるときは省略可） ☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ☐ 養育費の取決めを交わした文書（公正証書、調停調書、審判書等）の写し
	交付申請時	☐ 交付申請書 ☐ 交付申請額及び内訳が分かる領収書等の写し（申請者本人が負担したもの）で、宛名、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所及び氏名並びに領収印のあるもの ☐ 申請者の世帯全員の住民票（交付申請日から1か月以内に発行されたもの ※高知市が保有する公簿で確認できるときは省略可） ☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ☐ 裁判所が受理した養育費強制執行の申立書類一式の写し	☐ 交付申請書 ☐ 交付申請額及び内訳が分かる領収書等の写し（申請者本人が負担したもの）で、宛名、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所及び氏名並びに領収印のあるもの ☐ 申請者の世帯全員の住民票（交付申請日から1か月以内に発行されたもの ※高知市が保有する公簿で確認できるときは省略可） ☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ☐ 弁護士との契約書等の写し ☐ 差押命令等、強制執行がなされたことが分かる書類の写し
	請求時	☐ 請求書 ☐ 通帳の写し等、振込先口座が確認できるもの（申請者名義のもの）	☐ 請求書 ☐ 通帳の写し等、振込先口座が確認できるもの（申請者名義のもの）

※必要書類については、記載のほか、市長が必要と認めた書類の提出を依頼する場合があります。